

平成26年(行ウ)第48号 都市計画事業認可取消請求事件

原告 森田 伸明

被告 川 越 市

平成26年11月11日

答 弁 書

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-30-16 ルネタワー18階1801

リバティ法律事務所 (送達場所)

電 話 03-3352-8831

FAX 03-3352-8834

被告訴訟代理人弁護士 緒 方 孝 則

同 弁護士 海老原 信 彦

同 弁護士 塩 野 正 視

同 弁護士 朝 妻 理恵子

被告指定代理人 石川辰生

同 小林武

同 竹ノ谷智昭

同 中村俊之

同 井上崇

第1 本案前の答弁

- 1 原告の請求を却下するとの判決を求める。
- 2 原告は「法律上の利益を有する者」（行訴法9条）ではなく、原告適格がない。

確かに、行訴法改正により原告適格を処分の相手以外の第三者にも認めることとなったが、その範囲は無限定なものではない。本件事業認可により、環境上、直接的に影響が出る地域の住民に限って、原告適格があると言うのが相当と考える。判例でも、火葬施設のような都市施設については、「健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民」（最高裁平成17年12月7日判決）に限り、原告適格を認めるとしている。

特に火葬場については、環境影響評価法および埼玉県環境影響評価条例の対象事業ではないこと、及び火葬炉設備について何等の規制法規がないことを考慮する必要がある。すなわち、火葬場から及ぼされる健康や生活被害についての法令上の扱いは、他の施設等と異なり、必ずしも健康被害等が法令上保護をされると言う状況になっていない。火葬場の特殊性を考慮し、都市計画道路等の騒音、振動などとは、明確に区別されており、これらと同一に論じることはできない。その意味で、火葬施設は、他の都市施設と異なり、環境権により直ちに違法性を争えると言う関係にはないと考える。

原告は、健康被害の蓋然性、平穏生活権及び身体権の侵害の蓋然性を根拠に原告適格を基礎づけようとするが、本件火葬場においては、ダイオキシン類等の有害物質についての対策が十分に取られており、被害としての実態はほとんど存在しない。また、原告の自宅は本件火葬場から1.2kmも離れているというのである。そうであれば、原告に健康被害が発生する蓋然性どころか具体的な危険性はないと言うべきである。

よって、原告は「著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民」であるとは認められず、行訴法上の「法律上の利益を有する者」ではない。

3 また、原告は、事業認可の違法性を争うようであるが、本件では、それに先立つ都市計画決定自体に、いわゆる「処分性」が認められると考える。その上で、本件事業認可に先立つ都市計画決定自体が違法でない以上、都市計画決定は適法な手続きとみなすべきであり、それに基づく事業認可の違法性を争う事はできないと考える。

いかなる行政行為に処分性を認めるべきか、必ずしも明確な基準が有るとは言えないが、一般的に、当該行政行為が直接的に住民の権利義務に影響を与えるような場合は、処分性が有ると考えるべきである。例えば、平成20年9月10日判決の最高裁判決は、土地区画整理事業では、土地区画整理事業の決定に処分性が有るとして行政訴訟の対象となることを認めているし、他にいわゆるみなし道路の指定に処分性を認めたもの（最高裁平成14年1月17日判決）、都市再開発法に基づく第2種市街地再開発事業の事業決定に処分性を認めたもの（最高裁平成4年11月26日判決）、が見受けられる。これらは、当該決定により、対象となる不動産を所有する住民の権利に直接的な影響が生じるとして、処分性を認めていると考えられるのである。

ところで、本件で、原告は、健康被害の蓋然性、平穏生活権及び身体権の侵害される蓋然性が有ると主張していると思われる。原告の主張する侵害される蓋然性が有る権利は、所有権等と異なり、例えば土地収用手続きに移行する可能性が高い場合に始めて直接の影響が出るというようなものではなく、計画自体が存在する（決定される）と言う場合には、すぐに影響があるという権利だと思われる。その意味で、事業認可を待たずとも都市計画決定がなされれば、直ちに環境権に影響がある状態が生じたと言うべきである。実際、火葬施設は、同施設が都市計画法の決定事項とされているため、建設のためには都市計画決定が必須の手続きであることはいうまでもないが、事業認可は必ずしも必要ではなく、事業認可を受けなくて

も建設可能な施設である。都市計画道路の建設等とは異なり、土地収用法の適用を受ける必要が無ければ、必ずしも事業認可は必要ないのである。また、都市計画道路等とは異なり、都市計画決定と事業認可の間の時間は近接している。単独の施設の建設であり、都市全体の設計と関連する施設とは言いにくいのである。

従って、事業認可を争うべきではなく、都市計画決定自体を争うべきである。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

1のうち、原告が大字小仙波字坂下_____を所有していることは不知、その他は認める。

2 「第2 本件火葬場建物の建設計画経緯」について

(1) 1は認める。

(2) 2のうち、平成23年2月23日付新聞で本件火葬場建設が報道されたこと、被告が同年3月5日と同年11月20日に説明会を開いたこと、本件火葬場周辺住民及び隣接地権者に反対する者があったこと、TBSとTV朝日で本件火葬場建設が報道されたことは認め、TV放送の内容の評価を含め、その余の事実は否認または不知。

(3) 3のうち、被告が、訴状に記載された時期、年月日に本件火葬場の基本構想、基本計画を策定したこと、公聴会を開催したこと、都市計画決定

をしたこと、埼玉県から都市計画事業認可を取得したこと、説明会を開催したことの各事実は認め、その余の事実は否認ないし争う。なお、被告は「事業経過説明会」という表現は使っていない。

(4) 4は認める。

(5) 5は、「本件火葬場建設予定地周辺住民」を除き認める。「周辺住民」との主張は否認する。

(6) 表については、甲号証の提出を待って認否する。

3 「第3 本件火葬場の建設計画概要」について

(1) 1は、引用資料と該当内容に一致しない部分があるので、甲号証の提出を待って認否する。

(2)ア 2の(1)の1～2行目は認める。

イ 2の(1)の3～7行目について

建設地の南側に福祉施設、県立高校グラウンドがあること、地元TV局前の県道川越・新座線の向かい側には新たな分譲住宅が完成していることは認め(ただし、その数が1.8戸かどうかは不知)、その余は否認する。本件建設地から準工業地域までは150メートル、一般住宅までは約200メートル程ある。

ウ 2の(1)の8～11行目について

「建設地東側300メートル付近は農村集落で」から「優良農地の農振農用地であり」までは認め、その余は否認する。周囲はほぼ農地(田んぼ)であり、街中とは言いがたい。

エ 2の(2)のうち、建設地周辺が一面の平地であり、吹きさらしの強風が吹くことがあることは認め、その余は否認する。

オ 2の(3)のうち、周辺の立地状況に関する説明については概ね認めるが、「建設地周囲に10メートルを超える建築物の・・・影響による火葬炉排出物の下降が生じやすい状況となっている」との主張は否

認する。

4 「第4 本件認可の取消事由」について

(1) 「1 前提となる本件都市計画決定の違法」について

ア (1) は一般論としては認める。

イ (2) のうち第2段落(7頁1行目～6行目)については、甲号証の提出を待って認否する。

第3段落中、「本件火葬場が『やすらぎのさと』の道路をはさんだ対面に建設するもの」であることは認め、本件火葬場の建設が「公約に反する」との主張は争う。

第4段落中、原告がこの地で農作業を行っていることは不知。「その後この周辺地で生活するようになった住民たちは、上記の経緯を前提に(少なくとも黙示の前提として)この地で生活し、または、移転してきた」との主張は不知ないし否認する。信義則及び禁反言の原則に違反し違法との主張は争う。

ウ (3) の①のうち、川越市は、上記検討委員会において、平成22年10月28日、「新斎場建設計画地の選定方法について」との文書を作成し、その中で、建設候補地抽出条件、同評価基準及び同採点基準を設定していること、各条件、基準においては、国・県の基準に加えて(この点は後に補足)、市が独自に設定する条件・基準を設けていること、候補地抽出条件の一つとして、市民聖苑やすらぎのさとを中心とし、現斎場までを半径とする円の内側の地域であることを設定していること、摘示された評価基準、採点基準及び本計画地が6点を取得したことは認め、その余は争う。国及び県の基準は現在は存在していないが、被告は、過去に示された両基準を統合整理の上、独自基準を作成したものである。

エ (3) の②のうち、「本件はいわゆるアセス対象事業ではない」こと、

「川越市新斎場建設に係る環境影響調査」が平成25年3月に出されたこと、水銀や六価クロムが評価項目に入っていないことは認め、その余は争う。

オ (3) の③のうち、本件火葬場の建設計画地が平成23年11月8日に確定したこと、一部地権者の反対により、敷地面積が約27000㎡から約18000㎡に縮小して確定したこと、候補地抽出条件の一つとして「新斎場に必要面積を概ね2～3万㎡」を、建設候補地評価基準として「面積の適正」を掲げていること、評価基準として2万㎡以下を設けていないことは認め、その余は争う。なお、反対した一部地権者というのは原告1名だけであった。

カ (4) のうち、川口市に関する事項は不知、本件火葬場の炉の数は認め、その余は争う。

(2) 「2 認可手続自体の違法」について

ア (1) のうち、事業期間が平成25年6月25日から平成29年3月31日までとなっていること、事業用地内の未買収の土地が存在していること、土地収用の手続きを取っていないことは認め、その余は否認し争う。事業用地として買収が必要な土地21筆中、20筆は取得済みである。残り1筆は原告所有地の隣地であるが、原告が境界確定のための手続きに応じないため、買収予定地が分筆できず(事業用地として必要なのは土地の一部)、買収が進んでいなかったものである。しかし、そこについても借地契約を締結済みであり、事業を推進するための権原は取得している。

イ (2) は争う。

4 「第4 原告適格」について

(1) (1) のうち、「③畑から東方向へ約560mが火葬炉」については不知、その余は認める。

- (2) (2)のうち、本件火葬場の近くに国道16号線があること、その交通量が少なくないこと、原告の自宅が本件火葬炉から約1.2km離れていることは認め、その余は否認ないし不知。複合汚染が引き起こされ、人間の健康に影響を及ぼすとの主張は争う。
- (3) (3) 否認ないし不知、主張については争う。

第4 本案についての被告の主張
追って主張する。

以上